

資料

資料目次

第1章

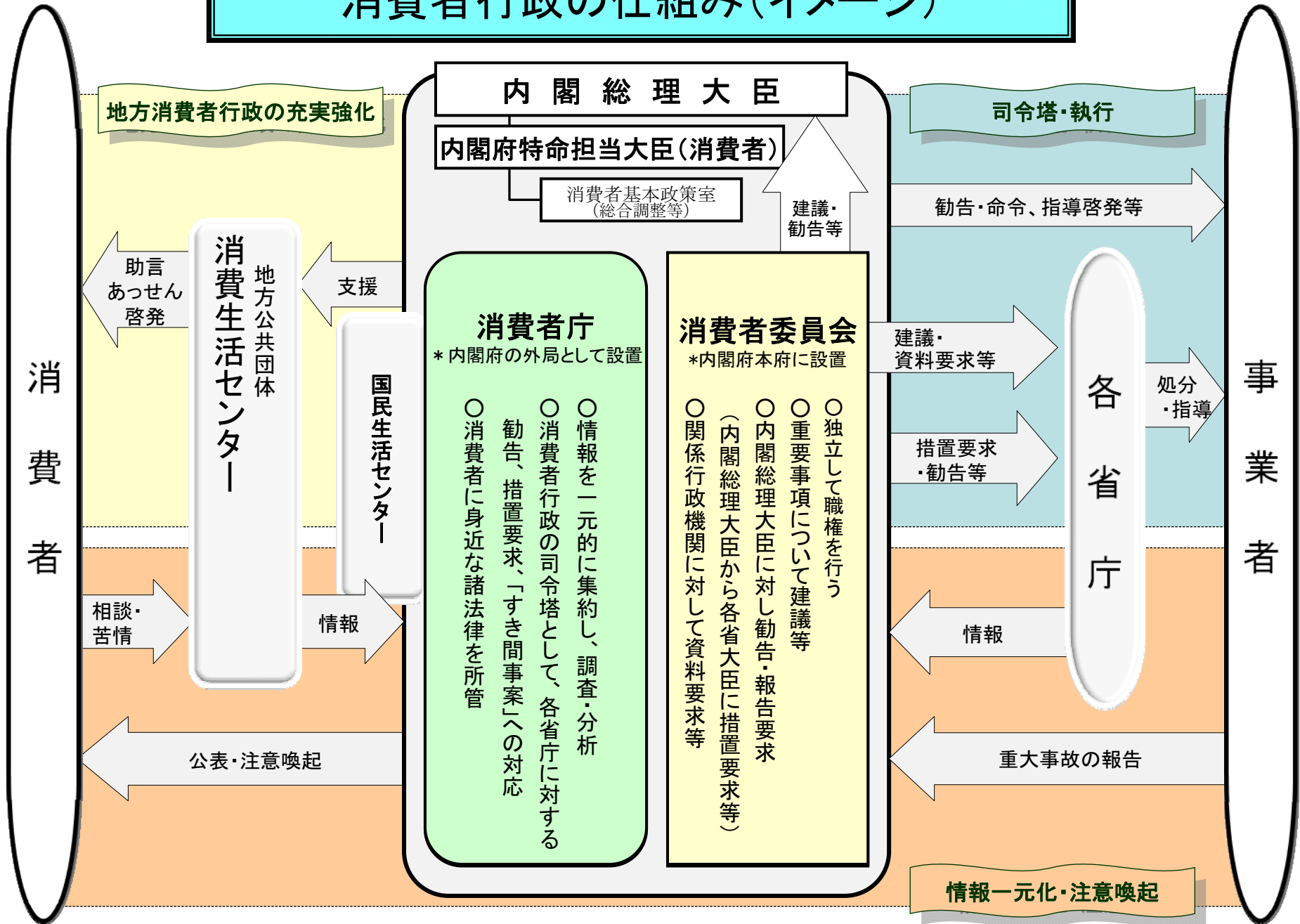
資料1-1-1：消費者行政の仕組み（イメージ）	21
資料1-3-1：消費者委員会委員名簿	22

第2章

資料2-1-1：消費者委員会開催実績	23
資料2-1-2：これまでの消費者委員会の活動	26
資料2-1-3：消費者基本計画に関する意見書 （平成22年3月3日、25日の2点）	28
資料2-1-4：検証・評価・監視についての、重要課題ヒアリング項目	33
資料2-1-5：「自動車リコール制度に関する建議」（平成22年8月27日）	35
資料2-1-6：「地方消費者行政の充実強化に向けて」 （平成21年12月14日）	41
資料2-1-7：「未公開株等投資詐欺被害対策について」 （平成22年4月9日）	44
資料2-1-8：「消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき 基本的視点」（平成22年6月25日）	46
資料2-1-9：「こんにやく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の 形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」 （平成22年7月23日）	48
資料2-1-10：委員間打合せ開催実績	50
資料2-2-1：部会・専門調査会ツリー（調査会を含むバージョン）	52
資料2-2-2：新開発食品調査部会関係資料	53
資料2-2-3：食品表示部会関係資料	62
資料2-2-4：消費者安全専門調査会関係資料	66
資料2-2-5：製品事故情報の公表等に関する調査会関係資料	70
資料2-2-6：地方消費者行政専門調査会関係資料	74
資料2-2-7：公益通報者保護専門調査会関係資料	78
資料2-2-8：個人情報保護専門調査会関係資料	82
資料2-2-9：集团的消費者被害救済制度専門調査会の設置・運営規程	86
資料2-3-1：地方消費者行政の実態調査報告書	88
資料2-3-2：自動車リコール制度に関する実態調査報告概要	96

資料 2-4-1 : 地方懇談会実績	104
資料 2-4-2 : 消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文 (分類) . . .	105
資料 2-4-3 : 委員長等記者会見等の実績	107
参考資料 : 関係法令等	108
(①消費者庁及び消費者委員会設置法、②消費者庁及び消費者委員会設置法の 施行期日を定める政令、③消費者委員会令、④消費者委員会事務局組織規則、 ⑤消費者委員会運営規程、⑥附帯決議 (衆議院、参議院))	

消費者行政の仕組み(イメージ)



消費者委員会委員名簿

池田弘一	アサヒビール株式会社相談役
川戸恵子	ジャーナリスト
櫻井敬子	学習院大学法学部教授
佐野真理子	主婦連合会事務局長
下谷内富士子	社団法人 全国消費生活相談員協会顧問
田島真	実践女子大学生生活科学部教授
中村雅人	弁護士
日和佐信子	雪印メグミルク株式会社社外取締役
(委員長) 松本恒雄	一橋大学法科大学院長・一橋大学大学院法学研究科教授
山口広	弁護士

以上10名

(注) 櫻井敬子委員、佐野真理子委員、中村雅人委員、日和佐信子委員、松本恒雄委員は、衆・参の附帯決議に基づき、常勤的に勤めることが可能になるように人選した委員である。

(注) 山口広委員は平成21年11月16日付で任命。

(注) 櫻井敬子委員は平成22年8月31日付で辞任。

(平成22年8月31日現在)

消費者委員会 開催実績（平成21年9月～平成22年8月）

	日 付	議 題
平成21年		
第1回	9月1日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の互選 ・消費者委員会運営規程について
第2回	10月7日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・エコナ関連製品への対応について（食品SOS対応プロジェクトより報告） ・情報の一元化について ・地方消費者行政の充実について ・新開発食品調査部会の設置について
第3回	10月13日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・エコナ関連製品への対応について（報告） ・消費者事故情報等（安全分野）公表に関する基本要領について
第4回	10月26日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁の今後の取組（工程表）について ・集団的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書について ・新たな消費者基本計画の策定について ・消費者安全の確保に関する基本的な方針の内容（検討事項案）について ・消費者安全専門調査会設置・運営規程（案）について ・新開発食品調査部会における調査会の設置について ・「特保」を含めた健康食品の表示のあり方について
第5回	11月9日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・原因究明機関に関するヒアリング（独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センター）
第6回	11月16日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の充実に関するヒアリング（信州大学、東京都）
第7回	11月24日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の充実に関するヒアリング（消費者支援機構 福岡、兵庫県） ・消費者庁の今後の取組（工程表）について ・個人情報保護法の施行状況に関する報告
第8回	12月1日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の活性化に向けての論点（自由討議） ・執行部門における情報の取扱いについて ・食品表示部会設置・運営規程（案）について
第9回	12月8日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の充実について（東京都地域消費者団体連絡会ヒアリング、事務局からの調査報告、地方消費者行政の充実強化に向けて） ・消費者情報ダイヤルの情報の公表について ・個人情報保護専門調査会設置・運営規程（案）

	日 付	議 題
第 10 回	12 月 14 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方消費者行政の充実強化に向けて (案)」のとりまとめ ・消費者基本計画に関する現状報告 ・改正特定商取引法と訪問販売お断りシールについて ・公益通報者保護制度専門調査会設置・運営規程 (案) について
第 11 回	12 月 21 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者安全の確保に関する基本的な方針の策定」について ・地方消費者行政専門調査会設置・運営規程 (案) について
平成 22 年		
第 12 回	1 月 14 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示法に基づく遵守事項の改正について ・地方消費者行政強化プランについて
第 13 回	1 月 29 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者基本計画 (素案)」について ・「消費者安全の確保に関する基本的な方針 (案)」について ・新開発食品調査部会 (第 1 回) における決定事項の報告
第 14 回	2 月 8 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融取引と消費者 (ヒアリング)
第 15 回	2 月 22 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画について ・自動車のリコール制度について (国土交通省ヒアリング)
第 16 回	3 月 3 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画 (素案) について ・消費者安全の確保に関する基本的な方針 (案) について
第 17 回	3 月 9 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ADR (裁判外紛争解決手続) について (社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、日本証券業協会、独立行政法人国民生活センター)
第 18 回	3 月 15 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全専門調査会の運営方針について ・消費者基本計画について ・消費者安全の確保に関する基本的な方針について
第 19 回	3 月 19 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画について ・消費者安全の確保に関する基本的な方針について ・食品表示部会の運営方針について ・「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の中間取りまとめについて ・平成 22 年 3 月 17 日付国民生活センター報道発表資料について
第 20 回	3 月 25 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画について ・消費者安全の確保に関する基本的な方針について ・未公開株取引について (金融庁・消費者庁ヒアリング) ・事故情報データベースについて
第 21 回	3 月 31 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> ・集団的消費者被害救済制度について ・貸金業制度・多重債務者対策について ・乗用車用フロアマットのアクセルペダル等への影響に関する調査結果について

	日 付	議 題
第 22 回	4 月 9 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・未公開株取引について ・有料老人ホームについて ・架空請求メールについて
第 23 回	4 月 23 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政専門調査会の運営方針について ・消費者教育について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第 24 回	5 月 14 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康食品の表示に関する検討会報告 (中間報告) ・健康食品に関するネット広告について ・国民生活センターのあり方について
第 25 回	5 月 28 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・公益通報者保護専門調査会の運営方針について
第 26 回	6 月 4 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について (事故調査機関について) ・こんにゃくゼリー事故について
第 27 回	6 月 11 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について (食品表示の一元化について、食の安全確保のための効果的な規制や組織のあり方について)
第 28 回	6 月 25 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の検証・評価・監視について (高齢化社会における消費者問題について、情報・通信分野の法規制について) ・消費者安全法に基づく国会報告について ・こんにゃく入りゼリー事故について
第 29 回	7 月 9 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・決済代行業について ・こんにゃく入りゼリー事故について
第 30 回	7 月 16 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにゃく入りゼリー事故について
第 31 回	7 月 23 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護専門調査会の運営方針について ・地方消費者行政推進本部についての消費者庁からの報告 ・こんにゃく入りゼリー事故について
第 32 回	8 月 6 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・集团的消費者被害救済制度について ・集团的消費者被害救済制度専門調査会設置・運営規程 (案) について ・平成 21 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要について
第 33 回	8 月 27 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リコール制度について ・健康食品の表示に関する検討会について

これまでの消費者委員会の活動
(21年9月～22年8月)

1 消費者委員会の過去の審議事項、()内は審議した回

(21年9月から22年8月までに全33回)

- | |
|--|
| 1 消費者基本計画 (4、10、13、15、16、18、19、20) |
| 2 消費者基本計画の検証・評価・監視について (23、25、26、27、28) |
| 3 消費者庁の工程表 (4、7) |
| 4 消費者安全の確保に関する基本的な方針 (4、11、13、16、18、19、20) |
| 5 地方消費者行政の充実強化 (2、6、7、8、9、10、12、23、31) |
| 6 事故情報の収集・分析・公表 (2、3、9、20、21) |
| 7 事故原因究明機関 (5) |
| 8 自動車リコール問題 (15、33) |
| 9 こんにゃく入りゼリー事故について (26、28、29、30、31) |
| 10 法執行部門における情報共有 (8) |
| 11 改正特定商取引法の施行にともなう問題 (10) |
| 12 金融における消費者被害 (14、19、20、22) |
| 13 貸金業制度・多重債務者対策について (21) |
| 14 有料老人ホーム (22) |
| 15 架空請求メール (22) |
| 16 集団的消費者被害回復制度 (4、21、32) |
| 17 裁判外紛争解決(ADR)機関 (17) |
| 18 健康食品の表示のあり方 (4、24、33) |
| 19 エコナ問題 (2、3) |
| 20 特定保健用食品の表示許可 (13、23) |
| 21 家庭用品品質表示法に基づく表示の標準の改正(テレビ) (12) |
| 22 個人情報保護 (7、31、32) |
| 23 公益通報者保護 (10、25) |
| 24 消費者教育 (23) |
| 25 国民生活センターのあり方について (24) |
| 26 消費者安全法に基づく国会報告について (28) |
| 27 決済代行業について (29) |

2 諮問に対する答申

家庭用品品質表示法に基づく表示の標準の改正 (平成22年1月25日)

特定保健用食品の表示許可 (平成22年1月28日)

消費者基本計画 (平成22年3月25日)

消費者安全の確保に関する基本的な方針 (平成22年3月25日)

特定保健用食品の表示許可 (平成22年4月19日)

特定保健用食品の表示許可 (平成22年7月20日)

3 建議

「自動車リコール制度に関する建議」（平成 22 年 8 月 27 日）

4 意見書等

「地方消費者行政の充実強化に向けて」（平成 21 年 12 月 14 日）

「消費者基本計画策定に向けての意見」（平成 22 年 3 月 3 日）

「消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点」（平成 22 年 3 月 25 日）

「未公開株等投資詐欺被害対策について」（平成 22 年 4 月 9 日）

「消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点」（平成 22 年 6 月 25 日）

「こんにやく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」（平成 22 年 7 月 23 日）

5 調査報告書

「地方消費者行政の実態調査報告書」（平成 22 年 1 月 13 日）

「自動車リコール制度に関する実態調査報告」（平成 22 年 8 月 27 日）

6 下部組織

新開発食品調査部会（審議開始）

食品表示部会（審議開始）

消費者安全専門調査会（審議開始）

地方消費者行政専門調査会（審議開始）

公益通報者保護専門調査会（審議開始）

個人情報保護専門調査会（審議開始）

集团的消費者被害救済制度専門調査会（平成 22 年 8 月 6 日設置決定）

消費者基本計画策定に向けての意見

平成22年3月3日
消費者委員会

平成21年9月に、消費者庁と消費者委員会が創設された。今回、策定する消費者基本計画は、そのような行政のパラダイム（価値規範）の転換のもと、その意図を強く反映したものでなければならない。また、消費者をとりまく社会経済環境の変化に適切に対応できるものであるとともに、対処療法にとどまることなく、そのような変化をもたらす基盤をもみすえたものでなければならない。

その観点から、消費者基本計画の素案について、消費者委員会として、以下の意見を述べる。

I. 総論について

1. 「消費者基本計画」策定の趣旨について

1) 消費者庁、消費者委員会が創設されたことを明確にすべきである。

そのためには、「平成21年9月に消費者庁と消費者委員会が創設された。」の文章を冒頭に置き、消費者庁が司令塔の役割を果たし消費者基本計画を社会の大きな変化に迅速に対応し、策定するという意図を明示すべきである。

2) 消費者政策の充実のための消費者委員会の位置づけ、役割を明確にすべきである。

そのためには、⑥の位置に消費者委員会の記述を置くのではなく、消費者庁について書かれた①に続く、②の位置に置くべきである。

3) 消費者行政を進展させるにあたっては、事業者の自主的な取り組みや消費者とのコミュニケーションを行政が支援することに応えた計画とすべきである。

2. 消費者政策の基本的方向について

1) 消費者基本法をはじめ、消費者行政に関わる法律、制度、施策全般の

見直しも示唆すべきである。消費者庁及び消費者委員会設置法の附則に、法施行後3年を目途に検討とあることを踏まえ、早急に消費者行政全般を視野に入れた検討に着手するべきである。

2) 地方消費者行政については、国としても充実の方向を大きく明示し、独立の項目を立てるべきである。

3. 「消費者基本計画」の検証・評価・監視について

1) 「消費者基本計画」の検証・評価・監視及びその結果を踏まえた必要な見直しは、今後、消費者基本計画が確実に遂行されるために、非常に重要な役割を担う。まず、検証・評価を行うことの重要性から書き起こすべきである。

2) 検証・評価を実効あるものとするために、できるだけ具体的な施策を掲げ、年次でチェックできる評価手法を工夫するとすべきである。

II. 具体的施策について

具体的施策については、以下の視点で全体を再構築すべきである。

- 取引、表示、製品の安全、食の安全など分野別にまとめて項目を立てるなど、基本計画をわかりやすいものにする。
- 以下の重点施策に示すように、各府省庁の施策を消費者行政一元化の視点で横断的にまとめ、ビジョンを明確にする。
- 施策の実効性を確保するために検証・評価・監視を可能とする具体的な施策の明示が必要である。

《重点施策》

1) 事故情報の一元的収集・分析・提供が的確かつ迅速に図られるようにする
・・各省庁、地方公共団体などの事故情報が消費者庁に一元的に収集され、有効に分析、情報提供されるような仕組みを構築する。

2) 独立した事故調査機関の設置のあり方について、既存の原因究明機関等との連携を含めて、省庁横断的な検討を開始する
・・事故が起きた場合、早急に原因究明に着手できるような仕組みを構築する。

3) 伝えたい情報が確実に情報を必要とする者に届くようにする

・・高齢者、障害者、妊産婦などにリコール情報、悪質商法の被害防止のための情報などが確実に届く仕組みを構築する。

4) 食品表示の一元化を図る

・・食品衛生法の表示に係る部分及び JAS 法の品質表示に係る部分を整理統合し、食品表示の新たな立法化を視野に入れた検討を開始する。

5) 食の安全確保のための効果的な規制や組織のあり方の検討に着手する

・・食の安全を確保するため、ルールや基準の定め方、違反事業者に対する抑止力のある制裁のあり方、効果的な規制のための組織のあり方を検討する。

6) 消費者教育への取り組みを強化する

・・環境教育、金融教育、法教育、食育などが縦割り行政で行われているが、市民の生きる力を養う市民教育と位置づけて、消費者庁、文部科学省が中心になって総合的に取り組む。

7) 消費者の意見が消費者政策に反映される制度を構築する

・・消費者基本法第 2 条の基本理念に掲げられている「消費者の意見が政策に反映される権利」を一層明確にし、消費者政策全般に反映させることができる仕組みを構築する。

8) 高齢化社会における消費者問題の把握、有効な対応に向けての施策の展開を図る

・・未公開株など悪質商法による被害、高齢者の住まいなどに関わる消費者問題について、現状の問題点を把握し、解決を図る。

9) 情報・通信分野の法規制に消費者保護の観点を入れる

・・高度情報通信社会の進展に見合った法体系の整備が図られようとしているが、消費者保護の視点を入れて構築する。

10) 地球温暖化防止のための施策の充実を図る

・・事業者は、地球温暖化防止に配慮した消費活動を促進・支援するために、商品・サービスの供給を図るとともに、そのための消費者の適切な選択を可能とする正確かつ適切な情報提供を行う。行政は、そのための環境整備やルール作りを施策として拡充・展開すべきである。

消費者基本計画は閣議決定され、今後5年間を規定する消費者行政の大きな基本方針になる。政府はリーダーシップを発揮して、課題別に工程表を作るなどして、その着実な実行に当たっていただきたい。

消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点

平成 22 年 3 月 25 日

消費者委員会

消費者基本計画は平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間を対象とする新たな消費者政策を盛り込んでいます。同計画の実効性を確保するために、日々発生する消費者問題への迅速・機動的対応への必要性などから、政府は検証・評価・監視を毎年度実施し、適切に見直しを行うこととしています。その際、消費者委員会には、「消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ」、検証・評価について関与していくことが期待されています。

新しい消費者基本計画は、消費者行政の「パラダイム（価値規範）の転換」をうたい、「消費者が主役となる社会の実現」を目指すことを表明しています。その実現のためには消費者との協働が重視されることが求められます。消費者行政の充実・強化は、健全な市場をめざす事業者の意見を踏まえ、消費者とともに推進されることが基本となります。

これらの観点から、政府が毎年度実施する検証・評価・監視について、消費者委員会は、平成 22 年 3 月 3 日に提示した「消費者基本計画策定に向けての意見」等を踏まえ、以下の点を重視して意見を述べていきます。そして、政府においては、その結果を次年度の具体的施策に確実に反映させるべきであると考えます。

- 消費者施策に消費者の意見が反映されることを狙った現行のパブリックコメントや申出制度等の運用状況、その課題、新しい制度創出の必要性
- 高齢化が急速に進展する中での、高齢者の取引被害への対応状況と有効な施策の実施状況、住環境・製品・サービス等の高齢者の安全への対策の実施状況、及びこれらに関する新しい施策展開の必要性
- 消費者基本計画の各施策に盛り込まれている各府省庁、関係機関、地方公共団体及び民間諸団体相互間の連携と協働の実施状況

以上

消費者基本計画の検証・評価・監視における「工程の明確化」 ヒアリング対象施策及び関係府省庁

ヒアリング日時	消費者委員会意見における重点施策(※1)	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	ヒアリング省庁等(カッコ内は施策番号)
【第1回】 5/28(金) 15時～	事故情報の一元的収集・分析・提供が的確かつ迅速に図られるようにする	1	全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の刷新を円滑に実施します。 また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。 さらに、国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。	消費者庁 国民生活センター	前段について、平成22年度当初から実施します。 中後段について、順次実施します。	消費者庁(1,2,4,7) 国民生活センター(1,2) 経済産業省(4)※2 国土交通省(8) ※2 経済産業省については、施策番号4の「関係省庁等」としてヒアリング
		2	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、広く国民からの利用が可能な運用を行います。	消費者庁 国民生活センター	直ちに着手し、継続的に実施します。	
		4	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。 これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	前段について、継続的に実施します。 後段について、平成23年度中に結論を得ます。	
	伝えたい情報が確実に情報を必要とする者に届くようにする	7	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。	消費者庁 関係省庁等	直ちに着手します。	
		8	自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。 さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう検討します。 また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。	国土交通省	前段について、継続的に実施します。 中段について、引き続き検討します。 後段について、継続的に実施します。	
		13	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。	消費者庁 関係省庁等	平成22年度に検討を開始し、平成23年度のなるべく早い時期に結論を得ます。	
【第2回】 6/4(金) 15時～	独立した事故調査機関の設置のあり方について、既存の原因究明機関等との連携を含めて、省庁横断的な検討を開始する	15	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。	国土交通省	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。	
		69	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点を把握し、検討します。	消費者庁	平成22年度から検討を開始し、平成23年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。	
【第3回】 6/11(金) 15時～	食品表示の一元化を図る	28	農林物資規格調査会等の審議を経て、社会的ニーズに対応した新たなJAS規格の導入を推進することに加え、JAS規格の新規策定や見直しに係る作業手順の透明化を図ります。	農林水産省	継続的に実施します。	消費者庁(69) 農林水産省(28)
		27	食品のリコール社告の規格化の必要性について、消費者、事業者及び関係省庁等の意見を聴取し、必要性が認められた場合には、規格化に着手します。	農林水産省	平成22年度中に、食品のリコール社告の規格化の必要性について結論を得ます。	
	食の安全確保のための効果的な規制や組織のあり方の検討に着手する	32	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化に取り組みます。	外務省	継続的に実施します。	農林水産省(27) 外務省(32) 厚生労働省(33)
33		輸入食品監視指導計画により、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施や担当官の増員、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります。	厚生労働省 関係省庁等	継続的に実施します。		

※1…「消費者基本計画策定に向けての意見」(平成22年3月3日消費者委員会)に示した重点施策

ヒアリング日時	消費者委員会意見における重点施策(※1)	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	ヒアリング省庁等(カッコ内は施策番号)
【第4回】 6/25(金) 15時～	8 高齢化社会における消費者問題の把握、有効な対応に向けての施策の展開を図る	58	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。	厚生労働省	継続的に実施します。	厚生労働省(58,106) 消費者庁(60) 警察庁(60) 金融庁(60, 62)
		60	未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締までを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	継続的に実施・引き続き検討します。	
		62	無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます。	金融庁	引き続き検討します。	
		106	地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組めます。	厚生労働省	継続的に実施します。	
	9 情報・通信分野の法規制に消費者保護の観点を入れる	153	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。	消費者庁 総務省 経済産業省	平成22年度中に結論を得ます。	消費者庁(153) 総務省(153) 経済産業省(153) 内閣府(158)
		158	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組めます。	内閣府	継続的に実施します。	

※1…「消費者基本計画策定に向けての意見」(平成22年3月3日消費者委員会)に示した重点施策

自動車リコール制度に関する建議

2010年8月27日
消費者委員会

昨年秋以来、自動車リコールに関する報道が国内外でしばしば大きくなされ、自動車のリコールに多くの注目が集まった。これらをきっかけに、消費者委員会は、自動車が消費者に身近な製品であることや、事故時のリスクの大きさ等を踏まえ、消費者の安全確保の観点から、本年5月27日、自動車リコール制度に関する実態調査を開始した。

この調査は、消費者委員会が、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき実施する初めての調査であり、国土交通省及び消費者庁に対して、自動車リコール制度に関する資料提出要求をはじめ、メーカー等へのヒアリングや、消費者へのアンケート調査等を実施した。

消費者委員会は、この調査により判明した事実に基づき、国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者）に対して、次のとおり、同法に基づき建議する。

さらに、消費者委員会は、この建議について、関係省庁に対して、2010年12月までにその実施状況の報告を求める。

1 事故・不具合情報の収集及び公表について

(建議事項①)

国土交通省は、

以下の点に留意して、事故・不具合情報の収集及び公表制度の抜本的な改善を図ること

- 「自動車不具合情報ホットライン」の存在を消費者に周知し、十分な情報収集を図ること
- メーカー等に対する事実確認を適時に行うこと
- 上記の事実確認において得られた情報について、できるだけ詳細に公表すること
- メーカー等から四半期ごとに報告されている不具合情報を整理のうえ、消費者の注意喚起に資する情報を公表すること

(理由)

- 自動車の不具合情報は、ユーザーから国土交通省に報告される「自動車不具合情報ホットライン」、メーカー等から国土交通省へ報告される事故・火災情報、メーカー等から国土交通省へ四半期ごとに報告される不具合情報（以下「四半期報告」という。）、そして消費者庁に、消費者安全法等に基づき通知される消費者事故等の情報などによって集約されることになっている。今回の調査結果を踏まえると、これらのうち、「自動車不具合情報ホットライン」と四半期報告について、以下の課題がある。

- まず、「自動車不具合情報ホットライン」は、発足当時、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の不正行為を防止するために行政が消費者から直接情報を収集し、消費者からの書き込み情報等を国土交通省のホームページで公表する制度として期待されていた。
しかし、「自動車不具合情報ホットライン」は、存在そのものの周知が不十分であるため、収集される情報が限られており、この制度を設けた趣旨が十分活かされていない。
また、ユーザーが実際に報告した情報量に比べて国土交通省のホームページで公表されている情報量は限定されている。国土交通省からメーカー等への事実確認後の情報が公表されていない。このため、ユーザーが不具合の詳細を十分に把握できないことがある。

- 次に、メーカー等からの四半期報告は公表されていないため、リコール事案について、ユーザーは、リコールの前提となった不具合の具体的な発生状況や態様等について知ることができない。また、そもそも、メーカー等からの四半期報告のような不具合情報の報告制度があること自体、ユーザーには知られていない。

- そこで、「自動車不具合情報ホットライン」については、制度の周知を図るなど、情報収集機能を向上させる必要がある。そして、国土交通省のホームページにおいて詳細情報も公表するよう改善する必要がある。また、四半期報告で国土交通省に寄せられた不具合情報についても、整理のうえ、消費者の注意喚起に資する情報を公表し、広く事故・不具合情報をユーザーと共有すべきである。

(自動車リコール制度に関する実態調査報告書P 4～P 21 参照)

(建議事項②)

消費者庁は、

- 国土交通省と連携して、同省が保有する情報が、消費者庁とすみやかに共有され、事故情報データバンクに反映されるようにすること
- 事故情報データバンクにおいては、事故情報の公表が不十分であるため、運用の改善を図ること

(理由)

- 消費者庁が運用している事故情報データバンクは、9つの機関の参画協力を得て情報収集をしているが、国土交通省のリコール対策室はこれには参画していない。このため、国土交通省のホームページの事故・不具合情報（特に事故・火災情報）が、事故情報データバンクに掲載されていない。
消費者庁と国土交通省は、連携を図り、お互いの情報を共有し、双方の情報提供の充実を図るべきである。

(自動車リコール制度に関する実態調査報告書 P22～P24 参照)

- 事故情報データバンクには、「一般消費者向けサイト」と「行政向けサイト」とがあるが、2010年8月23日現在、自動車の事故・不具合情報について、「行政向けサイト」には1,133件掲載されているのに、「一般消費者向けサイト」には704件しか掲載されていない。また、「事故内容の詳細」における記述について、「行政向けサイト」に比べて「一般消費者向けサイト」の方が事故・不具合の態様が分かりにくい。このように、両者の情報件数と各情報内容には違いがあるため、行政機関が保有する事故情報が消費者との間で十分共有されていない。
また、事故情報データバンクには、独立行政法人国民生活センター・消費生活センターが参画しており、PIO-NET から情報が転載されているが、PIO-NET には、消費生活センター等における相談の処理結果が登録されているものの、外部には提供されていないため、事故情報データバンク（一般消費者向けサイト・行政向けサイトともに）においては、その処理結果の内容が公表されていない。
事故の未然防止・拡大防止に資するために、できるだけ多くの情報がユーザーに提供されるように、運用の改善を図る必要がある。

(自動車リコール制度に関する実態調査報告書 P24～P28 参照)

2 事故・不具合情報やリコールに対する分析・検証について

(建議事項③)

国土交通省は、

再リコール（注）事案につき早急に検討を行い、次のような対策を講じること

- 既にリコールを実施した車両について、①当該リコールと同種の不具合が再発した情報を得た場合や、②当該不具合を理由とした2回目以降のリコール届出があった場合、これらの情報及び改善措置に対して、適切かつ効果的な技術検証を実施すること
- リコール届出における対象車両の範囲を誤らないようにするために、メーカー等からの不具合情報の報告、リコール届出、立入検査等の機会に、部品の組み付けや製造工程の情報等の管理状況（実施体制を含む）について適切に把握できるよう、監査方針を見直すこと

(注)「再リコール」とは、i) 同一車両において、同一の又は関連する原因による不具合を理由として届け出られている複数回のリコール、ii) 対象車両の範囲を拡大して、同一の又は関連する原因による不具合について届け出られている複数回のリコール等をいう。

(理由)

今回の調査で、同一車両につき複数回リコール届出がなされているケースや、対象車両の範囲の見直しを行っているケースが、平成17年度から21年度までの5年間で、全リコール届出件数1,518件中140事案あることが判明した。

これらの中には、リコール作業の実施に伴い新たな不具合が発生することが判明したものや、対象車両の抽出手順が不適切だったことが要因であったものも含まれている。しかし、国土交通省として再リコールに特化した検討や対策を行った形跡は見受けられない。

このような状況を踏まえると、同一車両について不十分な検証等が要因となって度重なってリコールを行うような事態をなくすために、適切かつ効果的な技術検証を実施すること、及び、対象車両の範囲を誤らないようにするために、監査方針を見直す必要がある。

(自動車リコール制度に関する実態調査報告書P29～P32参照)

3 リコール届出等の実施について

(建議事項④)

国土交通省は、

- リコールの迅速な届出を促進するために、明確な基準・目標等を示すこと
- リコール情報がより確実にユーザーに届き、リコールの実施率が向上するよう、その進捗状況を一層注視するとともに、ユーザーに対しても、自動車の登録手続や改善措置の実施の重要性について効果的な周知を行うこと
- リコールに関連する制度（改善対策・サービスキャンペーン）についてもより一層の周知を行うこと
また、中期的な課題として、市場措置の届出区分（リコール・改善対策・サービスキャンペーン）について、現在のあり方を見直すこと

(理由)

○ ユーザーにできるだけ早く注意喚起情報が提供されるためには、リコール届出が迅速に行われることが必要である。しかし、今回の調査においては、国産車メーカーにおいて、メーカー内でリコール実施を決定してから届出をするまでに2か月以上を要していたり、輸入事業者において、本国のメーカーからリコールの決定についての通知を受けてから届出をするまでに4か月以上を要していたりする事案もみられた。

リコール届出のタイミングについては、すみやかに実施すべき旨が通達で規定されているだけで、適切な対応がなされなくても特段のペナルティもない。届出が遅れている間に不具合が発生している事案もある。ユーザーに対する注意喚起情報のすみやかな提供という観点からも、届出までに長期間を要している事案について、リコール届出や立入検査等の機会において、長期化の要因を確認のうえ是正を促す等、より一層注視することが必要である。さらに、リコール届出のタイミングの考え方について、現行の通達よりも一層明確な基準・目標等を示すことの必要性について検討する等、早急な改善が必要である。

○ リコール届出後、概ね9か月までにはリコール実施率は80%を超えている。しかし、個別事案の中には、実施率がかなり低いものもある。メーカー等からは、実施率が低い主な要因として、ユーザーの所在を把握できないためにリコール等の通知がユーザーに届かないことやユーザーがリコール等の通知を受け取ってもディーラー等に車を入庫しないことが挙げられている。したがって、ユーザーに対して、自動車の登録手続や改善措置の実施の重要性について効果的な周知を行うことが必要である。

○ 「リコール」と異なり、道路運送車両法には定められていないが、通達に基づき、「リコール」以外の市場措置として「改善対策」及び「サービスキャンペーン」の制度が設けられている。消費者委員会が行った自動車リコールに関するユーザーアンケートの結果において、3つの制度の違いを具体的に知っているユーザーは13.3%にとどまっていることから、ユーザーが「改善対策」及び「サービスキャンペーン」について理解しているとは言い難い。これらは、リコールとは異なるものの、ユーザーの安全を確保するために、リコールと同様に必要な市場措置であることから、当面の課題として、ユーザーの理解を高めるよう効果的な周知を行うことが必要である。

また、届出区分の違いはメーカー等にとっても必ずしも明確ではない。今後、市場措置の届出区分（リコール・改善対策・サービスキャンペーン）について、現在のあり方の見直しを行うことが必要である。

(自動車リコール制度に関する実態調査報告書P33～P47 参照)

地方消費者行政の充実強化に向けて

平成21年12月14日
消費者委員会

I. 地方消費者行政の充実強化の基本的視点

明治以来の産業育成を中心課題とした行政の施策を、消費者重視に転換するという大きな変化の流れの中で、本年9月、国においては消費者庁、消費者委員会という新しい組織が生まれ、消費者行政一元化による消費者行政の強化が図られつつある。しかしながら、国全体として消費者行政の強化を実現するには、全国各地の現場において、消費者に密接な「安全」「取引」「表示」の分野等において十分な施策が講じられる必要がある。

その際、地方分権の強化・拡大によって住民の生活に密着した行政の充実を図り、地域の問題解決能力を高めることが重要である。そのために地方消費者行政の充実強化は極めて切実な緊急の課題である。

消費者庁においては、今後3年間（平成21、22、23年度）を中心とする地方消費者行政強化プランが策定されようとしている。また、平成20年度、21年度に措置された地方消費者行政活性化基金は、向こう3年間を集中育成・強化期間と位置付け、当面のインフラ整備に主眼を置いたものであり、4年目以降を見通した施策のあり方については示されていない。

消費者委員会は平成24年度以降の地方消費者行政の充実強化がどのようになされるべきかを平成22年度末を目途に提言し、その実現を図る。その際、消費者委員会は、地方の実態把握をしながら、地方自治の本旨を尊重しつつ、消費者行政における国と地方の役割分担のあり方を整理した上で、消費者目線から提言する。

以下、その提言に盛り込まれるべき論点を次のとおり提示する。

II. 検討されるべき論点

1. 消費者行政における国と地方の役割分担のあり方

- (1) 地方の消費者行政に対して国はどのように関与することが適切か（地方自治、地方分権と消費者行政）。
- (2) 地方消費者行政を支える財政基盤はどうあるべきか。

①これまでの国会審議の経過を踏まえ、考え方を整理すべきではないか(地方財政法の改正の議論を含む。)

②地方消費者行政活性化基金の期限後である平成 24 年度以降の財政支援はどうあるべきか。

2. 国と地方のネットワークのあり方

(1) 消費生活センター・消費生活相談窓口の整備をどのように進めるか。

①市町村がそれぞれに対応するのか、広域対応とするのか。

②消費生活センター、相談窓口の設置基準(最低水準のガイドライン)を設けることの是非、設けるとしたらどのようなものか。

(2) 地方自治体相互のネットワーク(隣接県のブロック、県と市町村、近隣市町村相互間)をどのようにしたらよいか。

(3) 国民生活センターはネットワークの機能向上にどのような役割を果たすべきか。

3. 消費生活相談員制度及び相談員への支援のあり方

(1) 国や地方自治体による相談員、相談体制への支援はどうあるべきか(特に情報提供、研修、専門家による支援、相談員の資格などのあり方)。

(2) 相談員の処遇は、多様な選択肢の提示を含め、どのように改善したらよいか。

(3) 国民生活センターによる相談員の教育・研修・支援はどうあるべきか。

4. 情報(相談情報・事故情報を含む。)の収集・分析及び情報提供のあり方

(1) 情報の収集体制をどのように充実させるか(P I O-N E Tなどの設置・活用のあり方を含む。)

(2) 情報の適切な分析のシステムはどうあるべきか。

(3) 収集・分析された情報を消費者に迅速・適切に提供するためにどうすべきか。

5. 商品テストの位置づけ・各機関のあり方

(1) 商品テストにはどのような機能が求められるか(商品比較テスト、原因究明テスト、自主テスト等)。

(2) 地方消費者行政施策の中にテスト機能をどう位置づけるのか。

(3) 国民生活センターや製品評価技術基盤機構(N I T E)などのテスト機

能をどう活用するか。

(4) テスト機関相互の連携・役割分担をどう考えるか。

6. 地方自治体による法執行のあり方

(1) 国による法執行と地方自治体による法執行、条例との関係をどのように組み立てるか。(地方自治との関係を含め整理)

(2) 特定商取引法や景品表示法等を都道府県あるいは連携して適切・迅速に執行していくためにどのような体制づくりが必要か。

(3) 国の機関との連携・協力体制はどうあるべきか。

(4) 法執行関連の研修の充実をどう図るか。

7. 行政と消費者、事業者などの協働及び消費者の声を政策決定などに反映させるシステム構築のあり方

(1) 地方自治体と消費者団体、事業者団体及び各種専門家・研究機関との連携協力体制をどう構築するか。

(2) 地方自治体と消費者被害の情報収集、啓発などを行う消費者団体との連携や、地方自治体による支援をどう進めるか。

(3) 消費者及び高齢者、障害者、子どもなど社会的弱者の声を地方自治体の消費者行政に反映させるシステムをどうするか。

(4) 地方消費者行政の基盤として消費者の自立を支援するための消費者教育、啓発をどう進めるか。

8. 地方消費者行政の充実強化に向けた組織体制と人材育成のあり方

(1) 地方の消費者行政を推進する体制をどのように組織するか。

(2) 消費者行政に携わる行政官の人材育成及び意欲喚起をどうするか。

未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）

平成22年4月9日
消費者委員会

1. 深刻な被害の実情

未公開株やファンド等の実質的に無価値な金融商品を電話や戸別訪問によって売りつけられる高齢者等の被害が増大している。しかも、被害者本人が、自分の被害に気付くのが遅れがちであり、事業者は一定の利得を得てクレームが目立ってくると解散して連絡さえとれなくなるため、被害回復が困難なことが多い。

代表的な手口は、第1に、金融商品取引法に基づく取引業者としての登録をしていない事業者（無登録事業者）が、未公開株が近く上場されて値上がりまちがないなどと虚偽の事実を述べて売りつける。第2に、自社の株や転換社債などを、確実な高利回りを保証するなど称して販売する。しかも、50口未満の販売であれば金融商品取引法の法規制を受けないことから、この規制の抜け穴を巧妙に悪用する手口が目立っている。第3に、ある事業者が高齢者等に電話をかけ、後で別の事業者が売りつけることとなる株や社債が優良だからもし持っているならぜひ買いたいなどと購買をあおる劇場型の手口が蔓延している。

2. 求められる対策

消費者委員会では、関係庁等へのヒヤリングや委員の調査、討議を経て、これらの被害を抑止し、被害救済の実効性をあげるため、以下のような対策をとることを提言し、今後その実現のため関係省庁の協力を求めていくこととする。

(1) 被害救済を迅速に進めるための民事ルールの整備

被害にあった消費者が事業者を支払った代金の返還の交渉をするにあたって、現状では、公序良俗違反による無効、錯誤による無効、詐欺による取消し、不実告知による取消し、断定的判断の提供による取消しといった民法ないし消費者契約法の一般法理を援用するしかない。これらの法理を積極的に援用する努力はなお必要であるが、他方で、事業者側として様々な理由を付けて法理の適用を回避し、返金を先延ばしにしたり、拒否することもできるものであるために、迅速な被害救済交渉が難しい。また、相談員による消費生活センターでの効果的救済には活用しにくい。このため、判断の容易な民事ルールの導入による解決の促進が必要であり、そのための法整備が求められる。

まず、無登録事業者が業として不特定又は多数の消費者に金融商品を販売する行為について、これを無効もしくは取り消すことができる旨を定めることを

検討すべきである。具体的には、現行の金融商品販売法等関連法に当該趣旨にかかる規定の導入あるいはそのための新規立法が考えられる。

また、自社株等の販売に対するクーリングオフ等を可能とするために、特定商取引法の適用対象を広げること検討すべきである。同法では、平成20年の改正により指定商品・指定役務制が廃止されたが、「商品」概念は、改正前の法律の「物品」概念を置き換えたものであり、形のある物品と形のない金融商品について、別々の所管省庁の下で別個の法律を適用するという縦割り行政を引きずっている。一般消費者に向き合う消費者庁にふさわしく、既存の所管省庁にとらわれず幅広く適用可能な特定商取引法に変えていくことを検討すべきである。

(2) 違法行為に対する抑止効果のある制裁措置の検討・導入

違法行為を抑止するという観点から見た場合、無登録事業者の金融商品販売行為に関わる現行金融商品取引法の罰則には実効性があるとは言い難いのが実情である。そこで、罰則については法定刑の見直し、さらに罰則以外のより効果的な制裁措置についても検討し、その導入を図るべきである。

(3) 効果的な行政対応

現在の金融商品取引法は、登録事業者のみを金融商品取引業者として行政規制の対象としているが、高額被害の多発に鑑み、無登録事業者についてもより効果的な行政対応ができるよう措置を講じるべきである。例えば、悪質な無登録事業者に関する情報を収集し、事業者名も含めて早期に公表することや、無登録事業者に関しても、裁判所に対する行為の禁止又は停止の命令の申立て制度を積極的に活用することが必要であり、その前提となる調査のための処分を積極的に行うことが必要である。

また、不特定又は多数の自社株や私募債の発行、販売を行う者については、金融商品取引法に基づく企業情報等の開示規制を実効的に運用することが必要である。

以上に掲げたもののほか、関係当局による取締りの強化や、高齢者等に対する効果的な注意喚起や被害相談のあり方については、関係省庁においてなお一層の努力、工夫を行うよう強く求める。

また、中期的には、被害の未然防止のために、すでに一部の金融商品について定められている不招請勧誘の禁止を未公開株等にも拡張することや、被害回復と被害抑止の実効性を高めるための方策としての集団被害救済・不当利益はく奪のための法整備を進めることが必要である。

消費者安全法に基づく国会報告について 今後重視されるべき基本的視点

平成22年6月25日
消費者委員会

消費者安全法13条は、消費者事故等に関する情報の集約及び分析を行い、その結果をとりまとめて、国会及び消費者委員会に報告し、関係行政機関、地方公共団体及び国民生活センターに提供し、事業者及び国民等に広く公表することを求めています。このような制度の目的は、「消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう」にするためにあります。

消費者委員会としては、収集された事故情報が消費者のみならず事業者、地方公共団体等に幅広く、積極的に活用され、社会全体で消費者事故の未然・拡大防止に寄与するものとなるよう、同法に基づく国会報告について、今後重視されるべき3つの基本的視点を提示します。

(1) 情報の一元化と社会的共有化

消費者庁の消費者事故情報の収集は、消費者安全法に基づく通知、消費生活用製品安全法に基づく報告、全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)、危害情報システム、事故情報データベースへの書き込みなど様々なルートがあります。しかし、これらの情報について、根拠法律や情報システム、受付窓口ごとに個別の集計法がとられ、整合性があるものとなっていません。

たとえば、消費者安全法に基づく「重大事故」と消費生活用製品安全法に基づく「重大製品事故」では、重複する部分が多いのが実態ですが、根拠法の違いから、それぞれ区別して集計されています。分かりやすい報告にするためには重複する事故情報を整理して、報告内容を「一元化」することが必要です。誰が見ても理解できるよう、集計自体を整合化することが検討課題にされるべきです。

なお、事故情報データベースは、平成22年4月1日から本格稼働したもので、事故情報の一元化へ向けた新システムですが、現在はまだ事故情報の行政間の共有化の域から抜け出ていません。今後、消費者・事業者が登録情報を迅速的確に活用できる「社会的共有化」が求められます。そのためには、参画す

る機関の拡大、消費者からの情報アクセスのしやすさの向上も重要な課題です。

(2) 分かりやすく使いやすい分類

消費者庁には、様々なルートを通して、幅広い大量の消費者事故情報が日々寄せられています。これら収集された情報は国民に理解できるよう、分かりやすく分類され、報告・公表されることが必要です。

そのためには、商品・施設・役務（サービス）などの項目設定も生活実態に合わせた内容とし、用語や事故の分類も統一・整合化することが求められます。消費者事故の内容が誰にでも具体的にイメージできるような報告・公表が求められます。

(3) 原因究明結果と事故防止のための対応措置についての情報提供

報告・公表にあたって重要な視点の1つは、集約した事故情報の分析・原因究明結果とその対応措置についての情報提供のあり方です。事故内容の統計分類だけでは、事故情報の積極的活用として不十分です。少なくとも、重大事故については、事故防止のための対応措置とその理由をていねいかつ明確に報告書に盛り込むことが必要です。誰もが理解し、事故防止に役立てることのできる報告とするには、「事故の発生状況」、「被害内容」、「事故原因」、「対応策」等が区別して明確に報告されていることが必要です。

また、事故を教訓として、未然防止と今後の拡大防止へ向けた体制を整備していくには、対応措置の成果と今後の課題についても、きちんと報告・公表することが求められます。

なお、消費者安全法に基づいて収集された「重大事故」に関する情報のうち、「相談者非公表希望」の扱いについては、「事故情報は国民の共有財産」という観点から、「重大事故」であるのに全面非公表としてしまうことのないよう取扱いの工夫をすることが必要です。

消費者委員会としては、今後、消費者基本計画の「検証・評価・監視」に際して、以上の視点を重視して取り組みます。

こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び 食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言

平成22年7月23日
消費者委員会

1. はじめに

こんにゃく入りゼリーを含む食品等による窒息事故については、食品安全委員会による食品健康影響評価（本年6月10日）及び消費者庁の「食品SOS対応プロジェクト」による報告（同年7月16日）が、それぞれなされている。これらを踏まえ、また、同種事故による被害の発生又は拡大の防止が消費者行政における喫緊の課題と考えられることにかんがみ、当委員会は、以下のとおり提言をする。

2. 消費者安全法上の措置について

消費者安全法は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除き、内閣総理大臣による事業者に対する勧告及び命令、譲渡等の禁止又は制限並びに回収等の命令について規定している（第17条から第19条まで）。これらの規定は、上記窒息事故のようないわゆるすき間事案への対応を可能とする観点から設けられたものであり、内閣総理大臣においては、同法の趣旨を踏まえた適切な措置を速やかに講ずることが求められている。

まず、内閣総理大臣においてなすべきことは、消費者安全法の施行後に収集された上記窒息事故に関する危険情報を契機として、当該情報にかかる事案の追跡調査を含めた事実確認を早急かつ誠実に行うことであると考えられる。その上で、当委員会は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図る観点から、上記の勧告及び命令など、同法が定める所要の措置が適切に講じられることを求めるものである。

3. 食品の形状・物性面での安全性についての法整備について

まず、消費者庁は、こんにゃく入りゼリーやそれに類する食品等の形状・物性等の改善につながる「参照指標」の作成等、上記「食品SOS対応プロジェクト」報告で述べられた取組みを早急に進めるべきである。また、関係行政機関は、消費者庁から協力を求められた場合には、これに誠実に対応して連携を図ることが必要である。

また、食品の形状・物性面での安全性の確保については、現行法制上、これを正面から規律する法令が存在しないと考えられる状況であり、必要に応じた適切な法整備を図ることは、政府の基本的責務である。政府としては、

公衆衛生の分野での知見に加え、製品安全等の分野で蓄積された知見も活用した上で、食品の安全性の確保に関する既存の法令改正のみならず、新法の制定も視野に入れつつ、消費者被害の発生又は拡大の防止の実効性を確保する観点から、できる限り広範に対応することのできる法整備に向けた検討を進めるべきである。

以 上

委員間打合せ 開催実績（平成21年9月～平成22年8月）

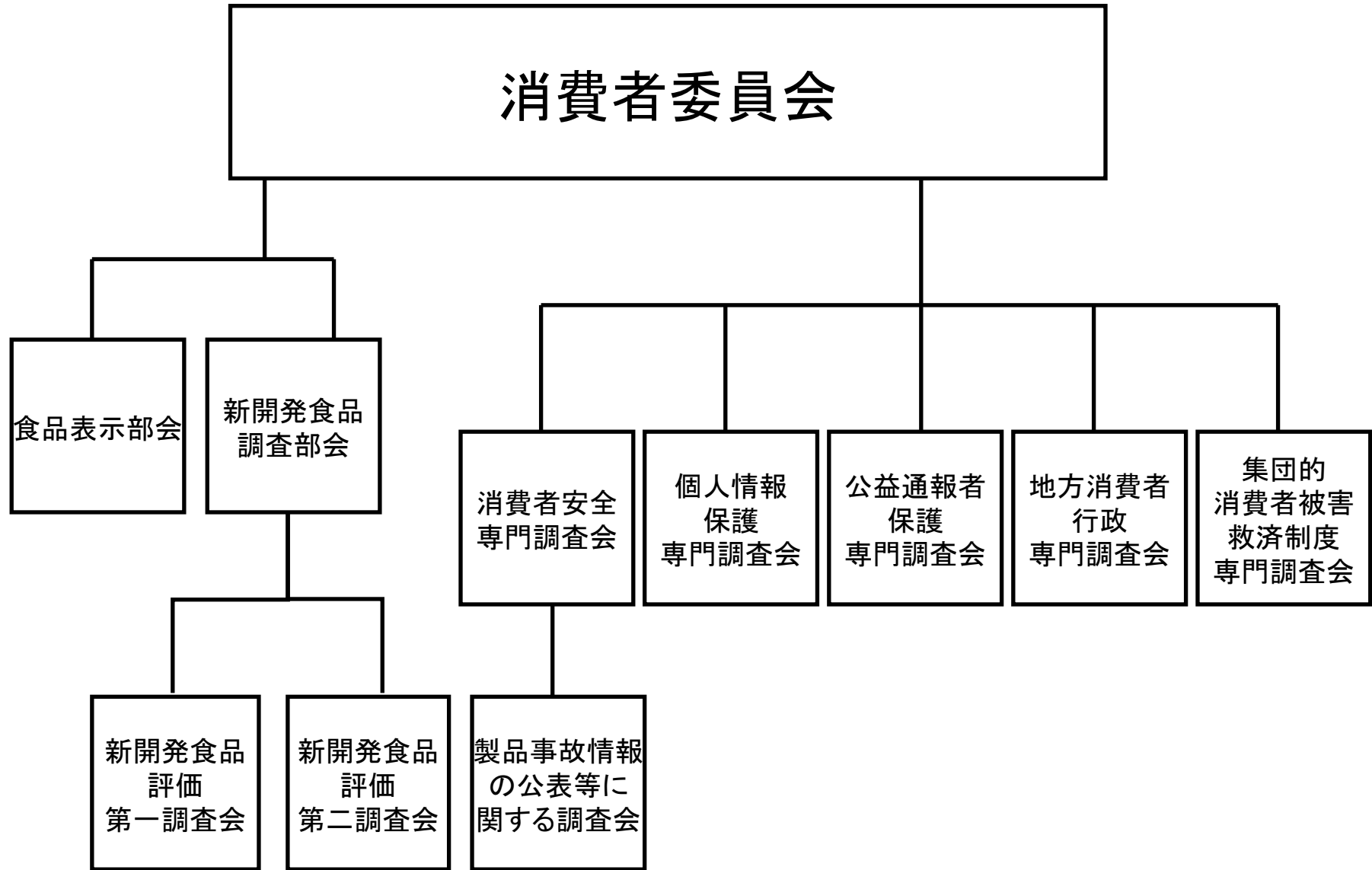
※委員間打合せでは、委員会に向けて、様々な消費者問題や消費者行政の課題につき、関係省庁や有識者等からのヒアリングや、委員の間の意見交換を行っている。（毎回2時間程度）

	日付	主な内容
平成21年		
第1回	9月7日（月）	・委員会議題（案）について ・新開発食品について
第2回	9月9日（水）	・地方支援の検討体制について
第3回	9月29日（火）	・新開発食品調査部会について ・エコナ関連製品への対応について
第4回	10月2日（金）	・集団的消費者被害回復制度について
第5回	10月5日（月）	・地方消費者行政の充実について ・情報の一元化について
第6回	10月9日（金）	・消費者基本計画について ・消費者安全の確保に関する基本的な方針について ・エコナ関連製品への対応について ・消費者事故情報等（安全分野）公表に関する基本要領について
第7回	10月16日（金）	・消費者安全専門調査会について ・消費者庁の工程表について
第8回	10月22日（木）	・新開発食品調査部会について ・事故情報データベースについて
第9回	11月2日（月）	・事故原因究明機関について ・地方消費者行政の充実について
第10回	11月11日（水）	・消費者庁における地方の執行体制の充実・強化策について ・個人情報保護法の施行状況に関する報告について
第11回	11月18日（水）	・消費者庁の工程表について ・地方消費者行政の充実について ・食品表示部会について
第12回	11月30日（月）	・地方消費者行政の充実について ・食品表示部会について
第13回	12月7日（月）	・地方消費者行政の充実について ・個人情報保護専門調査会について
第14回	12月10日（木）	・公益通報者保護制度専門調査会について ・消費者基本計画について ・地方消費者行政の充実について
第15回	12月17日（木）	・消費者安全の確保に関する基本的な方針について ・地方消費者行政専門調査会について
平成22年		
第16回	1月7日（木）	・消費者基本計画について ・地方消費者行政専門調査会について ・地方懇談会について
第17回	1月12日（火）	・未公開株取引について ・地方消費者行政強化プランについて
第18回	1月18日（月）	・消費者基本計画について ・未公開株取引について
第19回	1月26日（火）	・消費者基本計画について
第20回	2月5日（金）	・消費者教育について

	日 付	主 な 内 容
第 21 回	2 月 12 日 (金)	・消費者基本計画について
第 22 回	2 月 19 日 (金)	・消費者基本計画について ・未公開株取引について
第 23 回	3 月 2 日 (火)	・消費者安全の確保に関する基本的な方針について ・消費者基本計画について
第 24 回	3 月 8 日 (月)	・食品表示部会について ・消費者安全専門調査会について
第 25 回	3 月 11 日 (木)	・事故情報データベースについて ・自動車リコール制度について ・貸金業制度について
第 26 回	3 月 30 日 (火)	・自動車リコール制度について
第 27 回	4 月 2 日 (金)	・有料老人ホームについて ・未公開株取引について
第 28 回	4 月 6 日 (火)	・未公開株取引について ・自動車リコール制度について
第 29 回	4 月 16 日 (金)	・消費者安全専門調査会について ・地方消費者行政専門調査会について
第 30 回	4 月 27 日 (火)	・自動車リコール制度について ・消費者基本計画の検証・評価・監視について
第 31 回	5 月 7 日 (金)	・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・国民生活センターのあり方について
第 32 回	5 月 11 日 (火)	・国民生活センターのあり方について ・自動車リコール制度について
第 33 回	5 月 18 日 (火)	・広告について
第 34 回	5 月 21 日 (金)	・消費者安全法の国会報告について
第 35 回	5 月 25 日 (火)	・公益通報者保護専門調査会について ・自動車リコール制度について
第 36 回	6 月 1 日 (火)	・こんにゃく入りゼリー事故について ・民法（債権関係）改正について ・消費者安全法の国会報告について
第 37 回	6 月 8 日 (火)	・自動車リコール制度について ・委員の常勤化について
第 38 回	6 月 18 日 (金)	・こんにゃく入りゼリー事故について ・有料老人ホームについて
第 39 回	6 月 22 日 (火)	・製品事故情報に関する合同会議について
第 40 回	6 月 29 日 (火)	・こんにゃく入りゼリー事故について
第 41 回	7 月 2 日 (金)	・こんにゃく入りゼリー事故について ・決済代行業について
第 42 回	7 月 6 日 (火)	・こんにゃく入りゼリー事故について
第 43 回	7 月 13 日 (火)	・消費者基本計画の検証・評価・監視について ・こんにゃく入りゼリー事故について
第 44 回	7 月 20 日 (火)	・個人情報保護専門調査会の運営方針について ・次年度予算について ・こんにゃく入りゼリー事故について
第 45 回	7 月 27 日 (火)	・集団的消費者被害救済制度について
第 46 回	8 月 3 日 (火)	・集団的消費者被害救済制度専門調査会について ・健康食品の表示に関する検討会について ・一年間の総括について
第 47 回	8 月 10 日 (火)	・自動車リコール制度について
第 48 回	8 月 24 日 (火)	・自動車リコール制度について

消費者委員会審議体制

資料2-2-1



新開発食品調査部会設置・運営規程

平成21年10月7日

消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第1条第1項の規定に基づき設置する新開発食品調査部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(部会の設置)

第2条 委員会に新開発食品調査部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌)

第3条 部会は、健康増進法の規定に基づき、販売に供する食品につき、内閣総理大臣が、特別の用途に適する旨の表示をしようとする者に当該表示の許可を行うとき、及び当該許可に係る食品について、新たな科学的知見が生じたときその他必要があると認めるときに、内閣総理大臣の求めを受けて調査審議する。

(調査会の設置)

第4条 部会長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録)

第5条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

- 2 前項の規定は、調査会の議事について準用する。

(審議の公開)

- 第6条 部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
 - 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
 - 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
 - 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(会議)

- 第7条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会に属さない委員は、部会に出席して発言することができる。
 - 3 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
 - 4 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
 - 5 部会の調査審議において、特別の用途に適する旨の表示の許可の申請をした者（以下「申請者」という。）の依頼等により申請資料等の作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、当該申請に係る調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べるることができる。
 - 6 前項の調査審議において、申請者からの依頼等によらずに作成された資料等であって提出資料等として利用されたものの作成に協力した委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が特に必要と認めた場合を除き、当該資料について意見を述べるることができない。
 - 7 前2項に規定する場合のほか、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係（例えば、委員、臨時委員及び専門委員が、①申請資料等の作成に協力した者には該当しないが、資料作成に関係していた場合、②当該申請者から研究費を受けている場合、③当該申請者の役員等に就任していた、又は就任している場合）を有する委員、臨時委員及び専門委員は、当該調査審議に加わることができない。ただし、部会長が特に必要と認めた場合には、意見を述べるることができる。

(部会の議決)

- 第8条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長

は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

第10条 第6条各項、第7条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月7日から施行する。

平成 21 年 10 月 26 日

新開発食品調査部会における調査会の設置について

消費者委員会

新開発食品調査部会長 田 島 眞

新開発食品調査部会において、特別の用途に適する旨の表示（以下、「特別用途表示」という。）の許可に関する調査審議を行うにあたり、専門的事項の調査審議を行うため、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1. 設置する調査会の名称

- (1) 新開発食品評価第一調査会
- (2) 新開発食品評価第二調査会

2. 設置の理由

新開発食品調査部会が、同部会設置・運営規程第 3 条に基づき調査審議する場合において、必要な専門的事項の調査を行うため、同部会に調査会を設置する。

なお、調査会が行う特別用途表示の許可に関する調査審議については、申請が多数あり、内容も多岐にわたることから、効率的な調査審議を行うために、担当する評価分野の異なる 2 つの調査会を設けるものとする。

3. 調査会の所掌

(1) 新開発食品評価第一調査会

特別用途表示の許可に関する調査審議のうち、腎・血圧、代謝、内分泌に関する事項について審議する。

(2) 新開発食品評価第二調査会

特別用途表示の表示許可に関する調査審議のうち、消化吸収、免疫、その他新開発食品評価第一調査会の調査審議事項以外の事項について審議する。

消費者委員会新開発食品調査部会委員名簿

平成22年4月1日現在

(部会長)	田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
	川 戸 恵 子	ジャーナリスト
	石 綿 肇	社団法人菓子・食品新素材技術センター理事
	大 野 泰 雄	国立医薬品食品衛生研究所副所長
	久 代 登 志 男	日本大学医学部教授
	栗 山 眞 理 子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」専務理事
	清 水 誠	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	田 中 平 三	神奈川県工科大学応用バイオ科学部教授
	手 島 玲 子	国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部長
	寺 本 民 生	帝京大学医学部学部長
	徳 留 信 寛	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長
	戸 部 依 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 食生活特別委員会委員長
	中 村 丁 次	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部学部長
	山 添 康	東北大学大学院薬学研究科教授
	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授

以上15名

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第一調査会
委員名簿

平成22年4月1日現在

(座長)	寺 本 民 生	帝京大学医学部学部長
	久 代 登 志 男	日本大学医学部教授
	井 上 郁 夫	埼玉医科大学医学部内科学内分泌・糖尿病内科部門准教授
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	梅 垣 敬 三	独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター長
	川 島 由 起 子	聖マリアンナ医科大学病院栄養部部長
	合 田 敏 尚	静岡県立大学食品栄養科学部教授
	志 村 二 三 夫	十文字学園女子大学人間生活学部教授
	山 崎 壮	国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第二室長

以上9名

消費者委員会 新開発食品調査部会 新開発食品評価第二調査会
委員名簿

平成22年5月20日現在

(座長)	山 田 和 彦	女子栄養大学栄養学部教授
	清 水 誠	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	饗 場 直 美	独立行政法人国立健康・栄養研究所栄養教育プログラム リーダー
	飯 野 久 和	昭和女子大学大学院生活機構研究科教授
	岩 崎 学	成蹊大学理工学部教授
	門 脇 弘 子	帝京平成大学健康メディカル学部健康栄養学科教授
	木 内 文 之	慶應義塾大学薬学部教授
	真 田 宏 夫	千葉大学名誉教授
	鈴 木 和 春	東京農業大学応用生物科学部栄養科学科教授
	花 田 信 弘	鶴見大学歯学部教授
	森 田 英 利	麻布大学獣医学部准教授
	和 田 政 裕	城西大学薬学部教授
	渡 邊 敏 明	兵庫県立大学環境人間学部長

以上13名

新開発食品調査部会議事一覧

【新開発食品調査部会】

第1回 平成21年12月25日（金）

1. 新開発食品調査部会委員紹介
2. 利益相反に関する申し合わせ事項について
3. 審議手続きについて
4. 諮問案件の審議について

第2回 平成22年4月13日（火）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
 - (1) 審議品目
 - (2) 報告品目

第3回 平成22年6月30日（水）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議
 - (1) 審議品目
 - (2) 報告品目

【新開発食品評価第一調査会】

第1回 平成22年3月1日（月）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第2回 平成22年5月26日（水）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【新開発食品評価第二調査会】

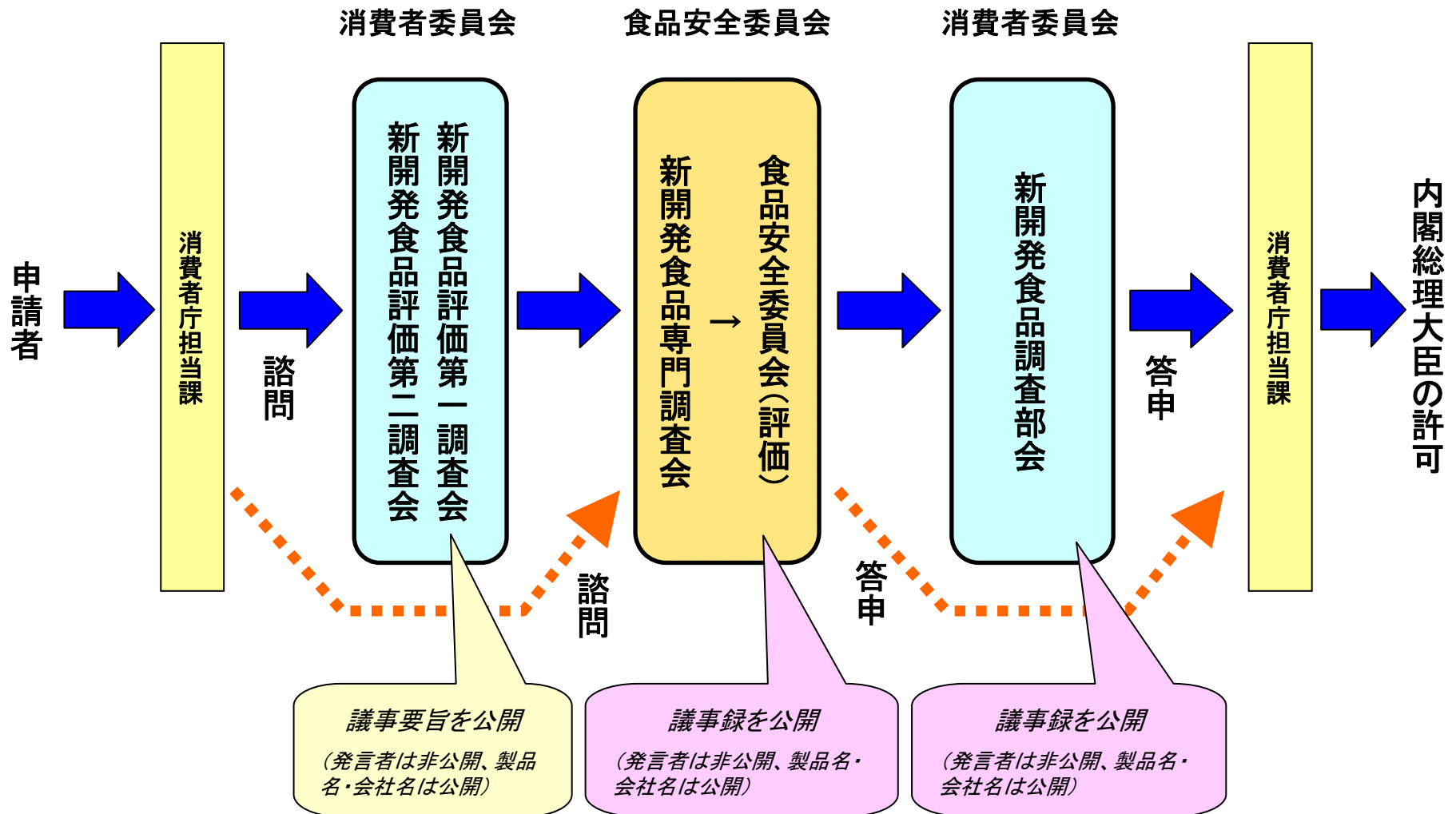
第1回 平成22年2月25日（金）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

第2回 平成22年5月13日（木）

1. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

特定保健用食品に関する審査手続フロー



食品表示部会設置・運営規程

平成21年12月1日

消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会令(平成21年政令第216号)第1条第1項の規定に基づき設置する食品表示部会の設置及び所掌事務、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(部会の設置)

第2条 委員会に食品表示部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌)

第3条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際に、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 その他食品の表示に関すること。

(調査会の設置)

第4条 部長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、部会が行う審議に関し、必要な専門的事項を調査する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録)

第5条 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

- 第6条 部会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。
- 2 部会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の部会長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
 - 3 前項の規定により部会長が会議を非公開とすることを認めた場合は、部会はその理由を公表する。
 - 4 会議の議事録については、第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
 - 5 第2項の規定により部会長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(会議)

- 第7条 部会長（部会長に事故のあるときはその職務を代理する者）は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会に属さない委員は、部会に出席して発言することができる。
 - 3 部会長は、必要により、部会に属さない臨時委員又は専門委員を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
 - 4 部会長は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

(部会の議決)

- 第8条 部会の議決については、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。
- 2 前項の規定により、部会の議決が委員会の議決とされたときは、部会長は、すみやかにその決定事項を委員会に報告しなければならない。

(雑則)

- 第9条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(準用)

- 第10条 第5条、第6条各項、第7条各項及び前条の規定は、調査会の調査について準用する。この場合において、これらの規定中「部会」とあるのは「調査会」と、「部会長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

消費者委員会 食品表示部会 委員名簿

平成22年3月19日現在

(部会長)

田 島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
日和佐 信子	雪印メグミルク株式会社社外取締役
川 戸 恵 子	ジャーナリスト
青 柳 和 夫	株式会社 セブン&アイホールディングス法務部 FT委員会事務局
阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
阿 南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
石 塚 敏	北海道大学大学院農学研究院准教授
海老澤 元宏	国立病院機構相模原病院臨床研究センターアレルギー性疾患研究部長
鬼 武 一 夫	日本生活協同組合連合会組織推進本部安全政策推進室長
春日 雅 人	国立国際医療センター研究所長
栗山 真理子	特定非営利活動法人アラジーポット専務理事
迫 和 子	社団法人日本栄養士会常務理事
澁谷 いづみ	全国保健所長会 会長
宗林 さおり	独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役
立石 幸 一	JA全農総合企画部次長
手島 玲子	国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部部長
中下 裕子	弁護士
森 康 益	株式会社 ニチレイ 執行役員 品質保証部長
山浦 康明	特定非営利活動法人日本消費者連盟事務局長
山根 香織	主婦連合会会長
山本 創一	財団法人食品産業センター企画調査部次長

以上21名

食品表示部会議事一覧

第1回 平成22年3月23日（火）

1. 食品表示部会の運営方針について
 - (1) 食品表示をめぐる主要な論点について
 - (2) 食品表示部会における当面の進め方
2. チルドミートボール及びチルドハンバーグステーキ品質表示基準について
3. 遺伝子組換えパパイヤ及びパパイヤ加工品の表示義務化について
4. 今後の品質表示基準の見直しについて
5. その他

第2回 平成22年5月24日（月）

1. 遺伝子組換えパパイヤ及びパパイヤ加工品の表示義務化について
2. その他
 - ・チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール品質表示基準の一部改正の概要について 他

第3回 平成22年7月21日（水）

1. 原料原産地表示についての生産実態調査等報告について
2. 「乾めん類品質表示基準」、「めん類等用つゆ品質表示基準」、「チルドぎょうぎ類品質表示基準」、「うなぎ加工品品質表示基準」の改正について
3. その他
 - ・期限表示に関する意見募集結果のとりまとめ報告

消費者委員会 消費者安全専門調査会 設置・運営規程

平成21年10月26日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会（以下、「委員会」という。）の消費者安全専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に消費者安全専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる委員会の事務に関連する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、消費者庁長官からの依頼を受け製品起因による事故か否かを調査審議すること。
- (2) そのほか消費者安全に関する重要事項について調査審議すること。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出るにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条、第7条各項及び前条の規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月26日から施行する。

消費者安全専門調査会 委員名簿

平成22年8月16日現在

(座長)

宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
赤松 利恵	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科准教授
阿南 久	全国消費者団体連絡会事務局長
大前 和幸	慶応義塾大学医学部教授
片山 登志子	弁護士
齋藤 憲道	同志社大学法学部教授
佐竹 愛子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室副室長
杉山 豊治	日本労働組合総連合会社会政策局長
田澤 とみ恵	社団法人全国消費生活相談員協会常任理事
鶴岡 憲一	元読売新聞東京本社編集委員
中尾 政之	東京大学大学院工学系研究科教授
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
中嶋 洋介	一般社団法人品質と安全文化フォーラム代表理事
中村 晶子	弁護士
中村 均	ＴＯＴＯ株式会社取締役常務執行役員お客様リモデル推進本部・お客様本部担当
西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
橋本 智子	社団法人北海道消費者協会会長
松岡 猛	宇都宮大学大学院工学研究科機械知能工学専攻教授
横矢 真理	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長
吉岡 敏治	大阪府立急性期・総合医療センター副院長

以上20名

消費者安全専門調査会議事一覧

第1回 平成22年3月24日（水）

1. 消費者安全行政の現状について
2. 消費者安全専門調査会の当面の進め方について

第2回 平成22年5月25日（火）

1. 前回の議論の整理
2. 事故情報の通知・集約について（現状と課題）
3. その他

第3回 平成22年8月4日（水）

1. 前回の議論の整理
2. 事故情報の通知・集約について（第2回から引き続き）
3. その他

平成 22 年 3 月 15 日

製品事故情報の公表等に関する調査会の設置について

消費者委員会

消費者安全専門調査会座長 宇賀 克也

消費者委員会消費者安全専門調査会設置・運営規程第 3 条第 1 号に掲げる事項について、専門調査会の調査審議を行うため、同規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり、調査会を設置する。

記

1. 設置する調査会の名称

製品事故情報の公表等に関する調査会

2. 設置の理由

消費者安全専門調査会が消費者委員会消費者安全専門調査会設置・運営規程第 3 条第 1 号に掲げる事項について調査審議する場合において、個別具体的な製品事故情報の公表等についての評価・点検を行うため。

3. 調査会の所掌

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について、消費者庁長官からの依頼を受け製品起因による事故か否か及びその公表のあり方を調査審議すること。

平成 22 年 3 月 15 日

製品事故情報の公表等に関する調査会の公開について

消費者委員会消費者安全専門調査会
製品事故情報の公表等に関する調査会座長 西村 隆男

1 調査会の活動状況の公開について

調査会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 議事の取り扱いについて

本調査会は、個別の企業機密や個人情報に関わる事項を取り扱うため、会議及び議事録は、原則として、非公開とする。ただし、議事要旨については、調査会開催後速やかに、これを公開する。

消費者委員会 消費者安全専門調査会 製品事故情報の公表等に関する調査会 委員名簿

平成22年3月15日現在

(座長)	西 村 隆 男	横浜国立大学教育人間科学部教授
	小 坂 潤 子	消費生活専門相談員
	齋 藤 憲 道	同志社大学法学部教授
	清 水 き よ み	社団法人消費者関連専門家会議事務局長代理
	中 島 貴 子	国際基督教大学非常勤講師
	横 矢 真 理	特定非営利活動法人子どもの危険回避研究所所長

以上6名

製品事故情報の公表等に関する調査会議事一覧

※消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議として開催

第1回 平成22年4月20日（火）

1. 審議事項

- (1) 製品起因による事故ではないと判断した案件、重大製品事故ではないと判明した案件について
- (2) 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
- (3) 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

2. その他

第2回 平成22年6月29日（火）

1. 審議事項

- (1) 製品起因による事故ではないと判断した案件、重大製品事故ではないと判明した案件について
- (2) 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
- (3) 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

2. その他

消費者委員会 地方消費者行政専門調査会 設置・運営規程

平成21年12月21日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の地方消費者行政専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に地方消費者行政専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、「地方消費者行政の充実強化に向けて」(平成21年12月14日消費者委員会決定)に掲げる論点その他の地方公共団体における消費者行政の推進に関する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名

- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月21日から施行する。

消費者委員会 地方消費者行政専門調査会 委員名簿

平成22年8月26日現在

	氏名	現職
(座長)	1 片山 善博	慶応義塾大学法学部教授
	2 稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院教授
	3 奥山 恵美子	仙台市長
	4 国府 泰道	弁護士
	5 斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	6 菅 美千世	社団法人 全国消費生活相談員協会理事長
	7 田中 三恵子	特定非営利活動法人熊本消費者協会会長
	8 沼尾 波子	日本大学経済学部教授
	9 野口 貴公美	中央大学法学部教授
	10 馬場 新一	江崎グリコ株式会社お客様相談室室長
	11 圓山 茂夫	明治学院大学法学部准教授
	12 矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター事務局長
	13 山下 純司	学習院大学法学部教授

以上 13名

地方消費者行政専門調査会議事一覧

第1回 平成22年4月28日（水）

1. 地方消費者行政専門調査会の進め方について
2. 地方消費者行政に関わる制度的枠組み（消費者基本法・消費者安全法、予算措置等）について

第2回 平成22年5月20日（木）

1. 地方消費者行政の現状と課題について

第3回 平成22年6月15日（火）

1. 相談ネットワークのあり方について
2. 今後のスケジュールについて

第4回 平成22年7月28日（水）

1. 地方自治体の事務区分と消費者行政（斎藤委員）
2. 相談員の実態と処遇のあり方について

第5回 平成22年8月30日（月）

1. 情報の収集・分析及び情報提供のあり方について

消費者委員会 公益通報者保護専門調査会 設置・運営規程

平成21年12月14日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会（以下、「委員会」という。）の公益通報者保護専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に公益通報者保護専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過

五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。

3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。

4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。

5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月14日から施行する。

消費者委員会 公益通報者保護専門調査会 委員名簿

平成22年6月9日現在

(座長)

	氏名	現職
1	島田陽一	早稲田大学法学学術院教授
2	大杉謙一	中央大学大学院法務研究科教授
3	大村敦志	東京大学法学部教授
4	田井久恵	帝人グループ理事 帝人株式会社CSR企画室長
5	土田伸也	中央大学大学院法務研究科准教授
6	仲田賢	日本労働組合総連合会 経済政策局部長
7	野澤和弘	株式会社毎日新聞社論説委員
8	橋本陽子	学習院大学法学部教授
9	松村真理子	弁護士
10	三木信夫	大阪市情報公開室監察部公正職務担当課長
11	三木由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事
12	山本雄大	弁護士
13	吉村善也	深谷市役所行政監察室 副参事兼室長
14	渡邊佳英	大崎電気工業株式会社取締役会長

以上 14名

公益通報者保護専門調査会議事一覧

第1回 平成22年6月9日（水）

1. 公益通報者保護専門調査会の進め方について
2. 公益通報者保護制度の現状について

第2回 平成22年7月22日（木）

1. 公益通報者保護制度の現状について
2. 公益通報者保護制度の運用状況について（委員ヒアリング）
 - ・雪印メグミルクの取り組みについて（日和佐消費者委員会委員）
 - ・帝人の取り組みについて（田井委員）
 - ・大崎電気工業の取り組みについて（渡邊委員）

第3回 平成22年8月5日（木）

1. 公益通報者保護制度の運用状況について（第2回委員ヒアリング）
 - ・公益通報者保護法について～労働者、労働組合の視点から～（仲田委員）
 - ・大阪弁護士会公益通報サポートセンター活動報告（山本委員）
 - ・東京3弁護士会による公益通報者保護に関する取り組みについて（松村委員）
 - ・大阪市の公益通報制度の運用状況について（三木信夫委員）
 - ・深谷市における公益通報制度の取り組みとその運用状況（吉村委員）

消費者委員会 個人情報保護専門調査会 設置・運営規程

平成21年12月8日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会（以下、「委員会」という。）の個人情報保護専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に個人情報保護専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる委員会の事務に関連する事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について調査審議すること。
- (2) 内閣総理大臣が作成する個人情報の保護に関する基本方針の案について、調査審議すること。

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月8日から施行する。

2010年8月27日現在

個人情報保護専門調査会 委員名簿

(五十音順)

(座長)

	氏名	現職
1	長谷部恭男	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
2	宇賀 克也	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
3	臼井 敏男	元朝日新聞論説委員 慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所非常勤講師
4	大谷 和子	株式会社日本総合研究所 法務部長
5	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
6	柿原理一郎	フジテレビ報道局 役員待遇解説委員主幹
7	角 紀代恵	立教大学法学部教授
8	新保 史生	慶應義塾大学 総合政策学部准教授
9	杉浦 英樹	弁護士
10	須藤 修	東京大学大学院 情報学環教授
11	長田 三紀	特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
12	藤原 静雄	筑波大学法科大学院教授
13	別所 直哉	ヤフー株式会社最高コンプライアンス責任者(CCO) 兼 法務本部長 兼 政策企画室長
14	三木由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事
15	三宅 弘	弁護士 獨協大学法科大学院特任教授
16	山口 厚	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
17	吉川萬里子	社団法人全国消費生活相談員協会 常任理事
18	和田 正夫	千葉県総務部政策法務課長

以上 18名

個人情報保護専門調査会議事一覧

第1回 平成22年8月5日（木）

1. 個人情報保護専門調査会の進め方について
2. 個人情報保護法制の現状等について

消費者委員会 集团的消費者被害救済制度専門調査会 設置・運営規程

平成22年8月6日
消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の集团的消費者被害救済制度専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に集团的消費者被害救済制度専門調査会(以下「専門調査会」という。)を置く。

- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 専門調査会は、以下に掲げる事項について、委員会の求めに応じて、調査審議する。

- (1) 集团的な消費者被害の救済に関する制度の在り方
- (2) そのほか(1)に関連する重要事項

(調査会の設置)

第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を置くことができる。

- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

第5条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名

- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開する。

- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成22年8月6日から施行する。